

平成 21 年 6 月 29 日

金融庁総務企画局市場課 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見の提出について

平成 21 年 5 月 29 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	第117条第1項第27号	<p>外国為替証拠金取引による被害が急増し、国民生活への直接的な影響が懸念されたのは一般消費者、即ち個人投資家であるため、今回の府令改正案では、個人顧客に対し高レバレッジ取引を規制するものと理解している。</p> <p>4月24日付の証券取引等監視委員会の建議等も踏まえ、外国為替証拠金取引にかかる利用者保護を図るという政策目的の実現のため、今回の意見募集のほか、4月28日付でも意見募集が行われている。外国為替証拠金取引による被害の状況等にも鑑み、今回の府令改正案で、その対象を個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等とするのであれば、ロスカットルール規制についても同様とすることが適当ではないか。</p> <p>また、2回の意見募集において規制内容によって対象が異なっている理由についても確認したい。</p>	<p>左記のとおり。</p> <p>なお、銀行が扱う法人顧客向けの通貨オプション取引などの通貨関連デリバティブ取引は、委託証拠金の預託を受ける慣行がないが、当該取引は、取引にあたり与信上の判断・管理を行い、ロスカットルール(顧客保護、適正なリスク管理、過当投機の排除)同様の機能を確保している。</p>
2	第117条第1項第27号	<p>「決済のために行うものを除く」とあるが、本号における「決済」とは、ポジション解消を目的とする反対売買を指すという理解でよいのか。</p>	<p>確認のため。</p>